

第5回地域自治組織等小委員会資料

資料	地域自治組織に関する3町村の意向について(メモ)	1ページ
資料	事務組織及び機構の取扱いに関する先進事例	2ページ
資料	事務組織機構のイメージ	5ページ

資料

地域自治組織に関する3町村の意向について(メモ)

区分	幕別町	更別村	忠類村
1 地域自治組織の性格			
執行機関			
附属機関			
2 地域自治組織の設置期間	年間	年間	年間
3 地域自治組織の長の設置期間	年間	年間	年間
4 地域自治組織の長の身分			
常勤特別職			
非常勤特別職			
一般職			
5 基金			
設置の有無	有・無	有・無	有・無
使途又は設置目的			
6 その他特記事項			

先進事例

しゅうなんし 周南市（山口県）

新市における組織及び機構の整備方針は次のとおりとする。ただし、新市においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。

総括方針

次の事項を基本として新市の組織機構を整備する。

- (1) 新市移行後も住民サービスの低下をきたさないように十分配慮した組織機構
- (2) 市民が利用しやすく、わかりやすい組織機構
- (3) 市民の声を適正に反映することができる組織機構
- (4) 簡素で効率的な組織機構
- (5) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織機構
- (6) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構
- (7) 地方分権に柔軟に対応できる組織機構
- (8) 新たな行政課題に速やかに対応できる組織機構

個別整備方針

- (1) 新市の組織は本庁と支所とし、合併時においては2市2町の現有庁舎を有効活用する。
- (2) 徳山市役所を本庁とし、新南陽市役所、熊毛町役場、鹿野町役場については、現行組織から管理機能の一部を除き総合支所として設置する。
- (3) 本庁は、市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務及び総合支所の所管する区域以外の市域に関する事務を所掌する。

総合支所は、合併前の市町の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き住民サービスを提供する総合行政機関であるとともに、地域振興の拠点として所管区域を対象とした地域振興策を企画立案し、また新市建設計画に予定される地域別整備方針の実現を任務とする。

- (4) 2市2町の支所、出先機関は現行のまま存続する。
- (5) 2市2町に設置されている行政委員会、委員及び附属機関については、原則として統合する。
地域性により独自に設置されている附属機関等については、実態を考慮して整備する。
また、委員構成等については、2市2町の実状、地域性に配慮し適切な措置を講ずるものとする。

やぶし
養父市（兵庫県）

新市の組織及び機構は、次の方針により整備する。

1．行政組織機構整備基本方針

新市の行政組織及び機構は、本庁及び地域局の事務の円滑で効率の良い執行のため、次の事項を基本として整備するものとする。

新市移行後において住民サービスの低下をきたさない機構・組織

市民が利用しやすくわかりやすい機構・組織

簡素で効率的な機構・組織

新市まちづくり計画を円滑に遂行できる機構・組織

地方分権に柔軟に対応できる機構・組織

新たな行政課題に速やかに対応できる機構・組織

事務の効率化、住民の利便性を図るため電子行政の推進

2．地域局については、合併前の町域を所管区域として、日常必要な住民サービス業務等と地域振興の拠点としての業務を任務として整備する。

せいよし
西予市（愛媛県）

1 新市の組織及び機構は、現在の明浜町、宇和町、野村町、城川町及び三瓶町の庁舎を有効活用したものとする。

(1) 新市の事務所の位置が現在の5町の事務所の何れかに決定された場合、他の4町の事務所の位置には、現在の町の区域を所管し、現行組織から管理機能の一部を除いた組織を、総合支所として合併時に設置する。

(2) 現在の支所、出張所及びその他の出先機関等は、合併後も現行のまま存続する。

2 新市の組織及び機構は、「新市における行政組織及び機構の整備方針」に基づき整備する。

3 新市の組織及び機構については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。

【新市における行政組織及び機構の整備方針】

合併時における組織及び機構は、次の事項を基本として整備するものとする。

ただし、合併後は常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。

1 市民が利用しやすく、わかりやすい組織・機構

2 市民の声を適正に反映することができる組織・機構

3 緊急時に即応できる組織・機構

4 簡素で効率的な組織・機構

5 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構

6 地方分権時代における各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構

ひだか市（北海道 合併予定 - 17年3月31日以前を目標）

新市における事務組織及び機構については、「新市における組織・機構の整備方針」に基づき整備するものとする。ただし、新市においては、常にその組織及び運営の見直し並びに効率化に努めるとともに、適正な定員管理を行いつつ、段階的に組織・機構の規模等について、適正化を図るものとする。

新市における組織・機構の整備方針

1. 総括方針

新市移行後も住民サービスの低下をきたさないよう十分に配慮した組織機構

市民が利用しやすい、わかりやすい組織機構

市民の声を適正に反映することのできる組織機構

簡素で効果的な組織機構

新市建設計画を円滑に遂行できる組織機構

指揮命令系統が分かりやすく、責任の所在が明確な組織機構

地方分権に柔軟に対応できる組織機構

新たな行政課題に速やかに対応できる組織機構

2. 個別整備方針

新市の組織は本庁と支所とし、合併時においては3町の現有庁舎については有効活用する。

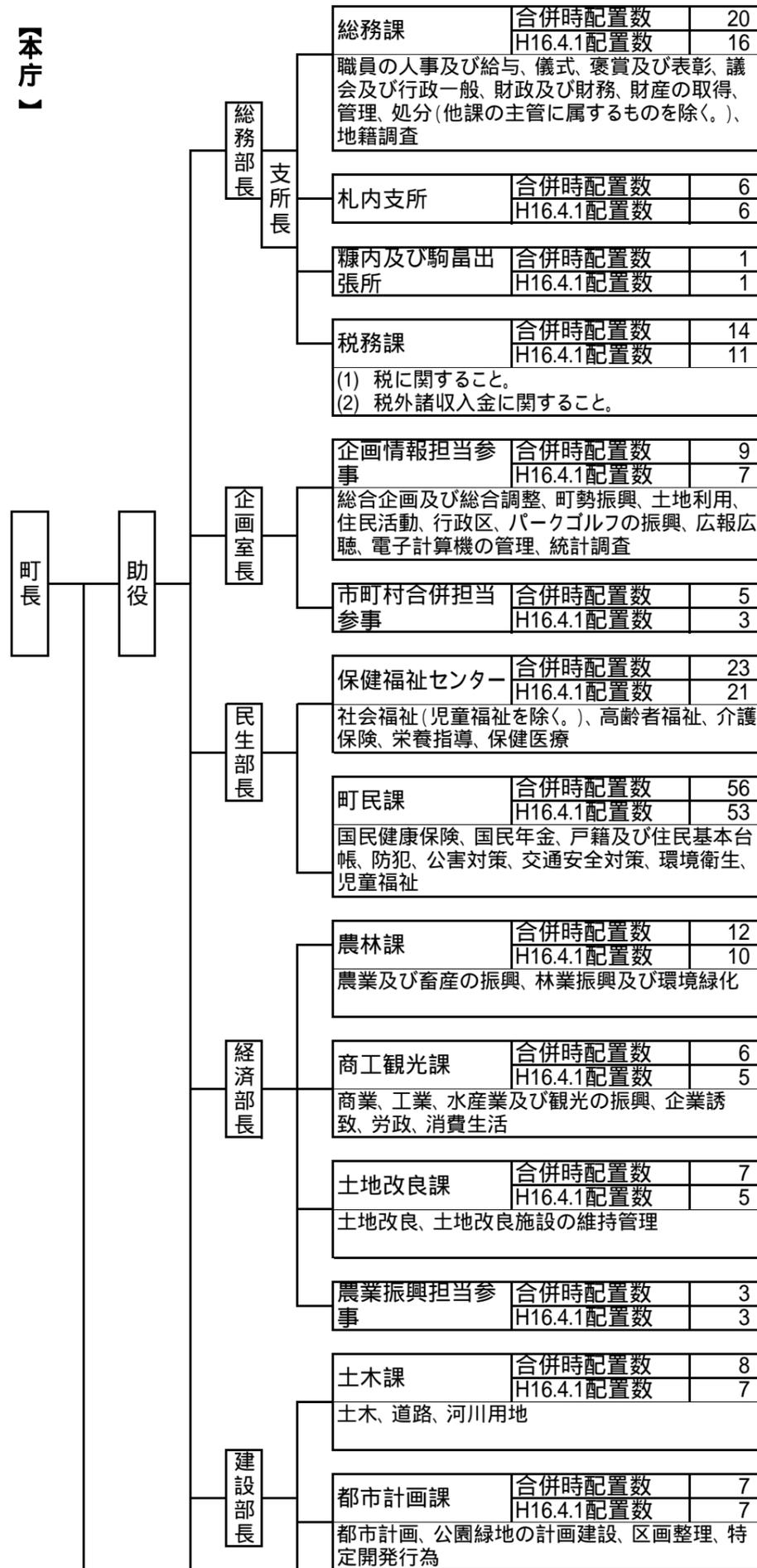
現在の静内町役場を本庁とし、新冠町役場、三石町役場については、総合支所とする。ただし、本庁舎のスペースの問題から同舎に設置できない業務統括部門については一部総合支所内に設置する。

本庁には、市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務及び総合支所の所管する区域外の総合支所機能とする。

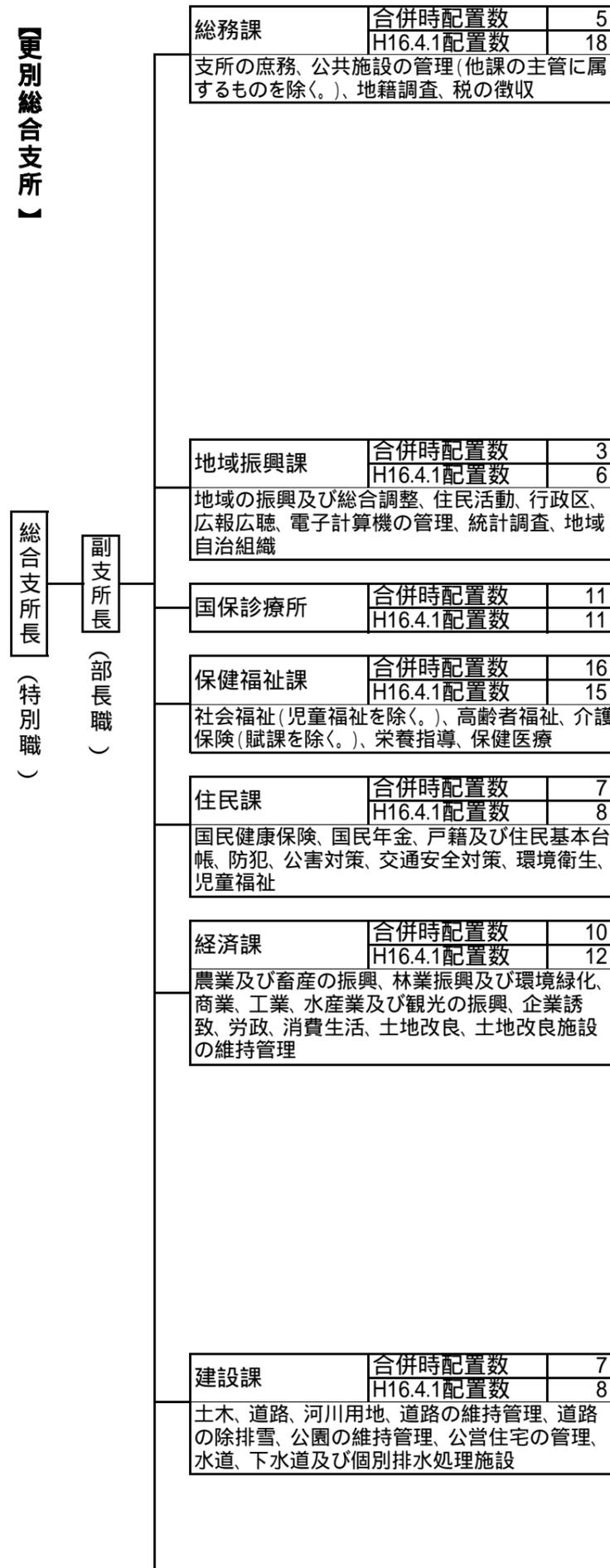
総合支所は、それぞれ合併前の町の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き住民サービスを提供する総合行政機関であるとともに、地域の振興の拠点として所管区域を対象とした地域振興策を企画立案し、また新市建設計画に予定される地域別整備方針の実現を任務とする。

三石町の歌笛支所は、出張所として現行のまま存続し、合併後に廃止する方向で検討する。

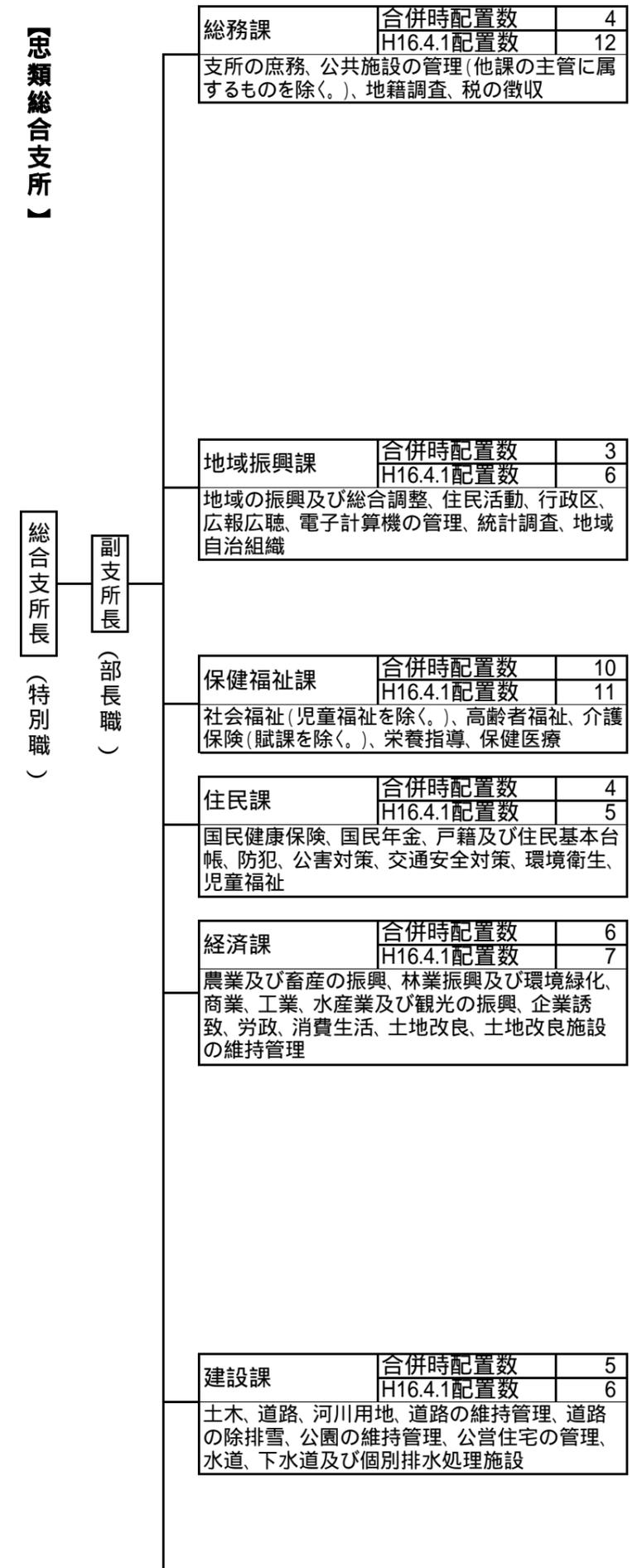
【本庁】



【更別総合支所】



【忠類総合支所】



部ごとの計

総務	52
	66

企画

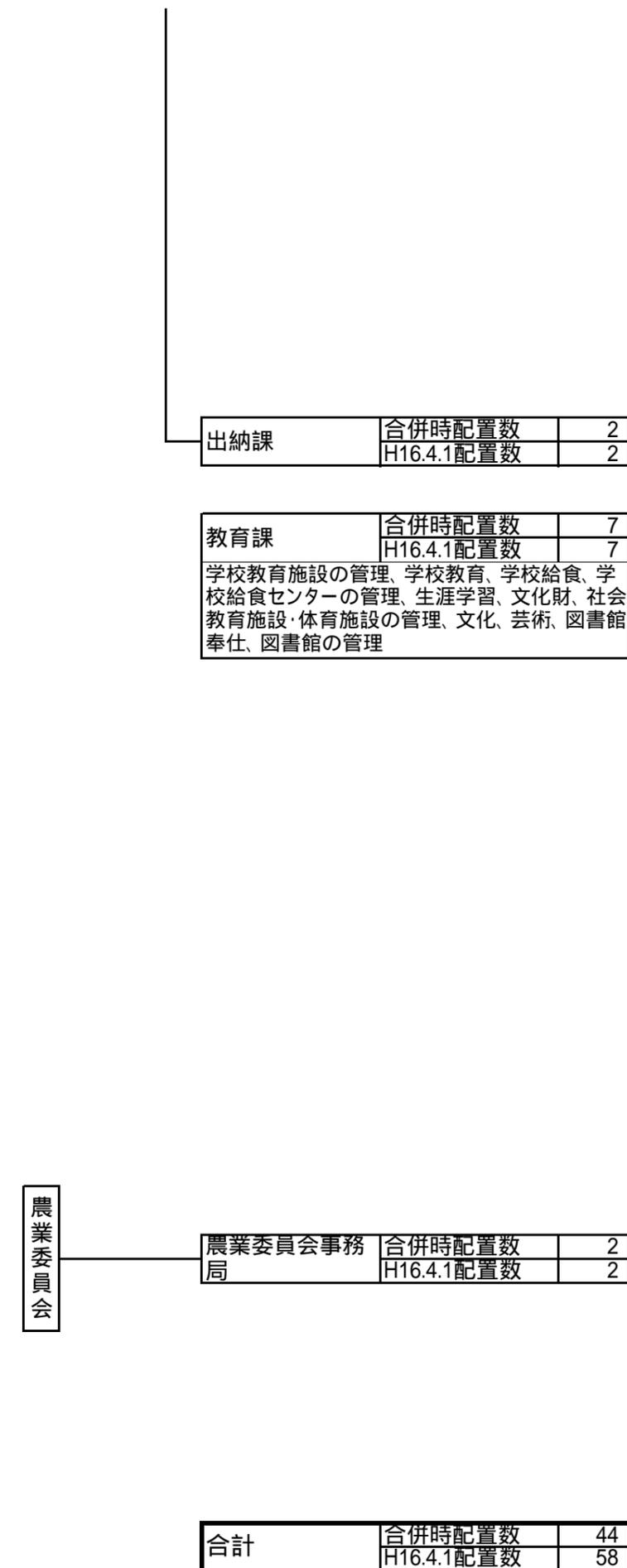
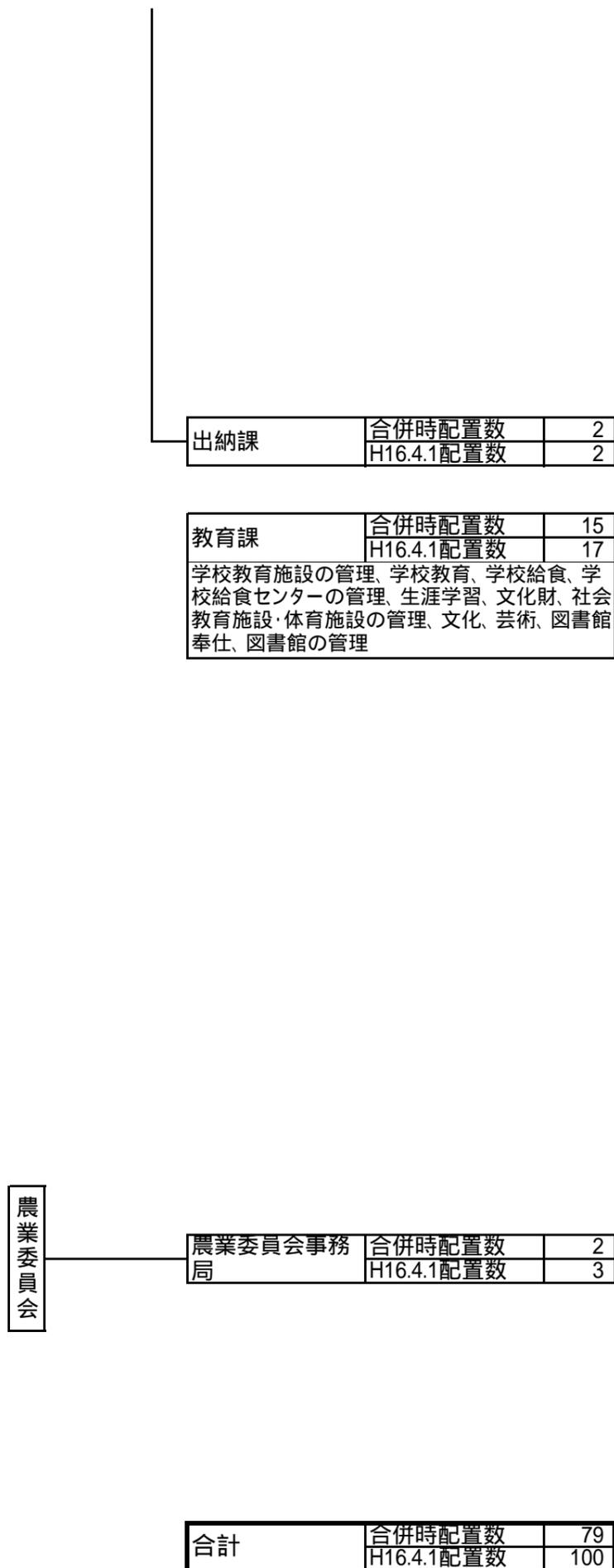
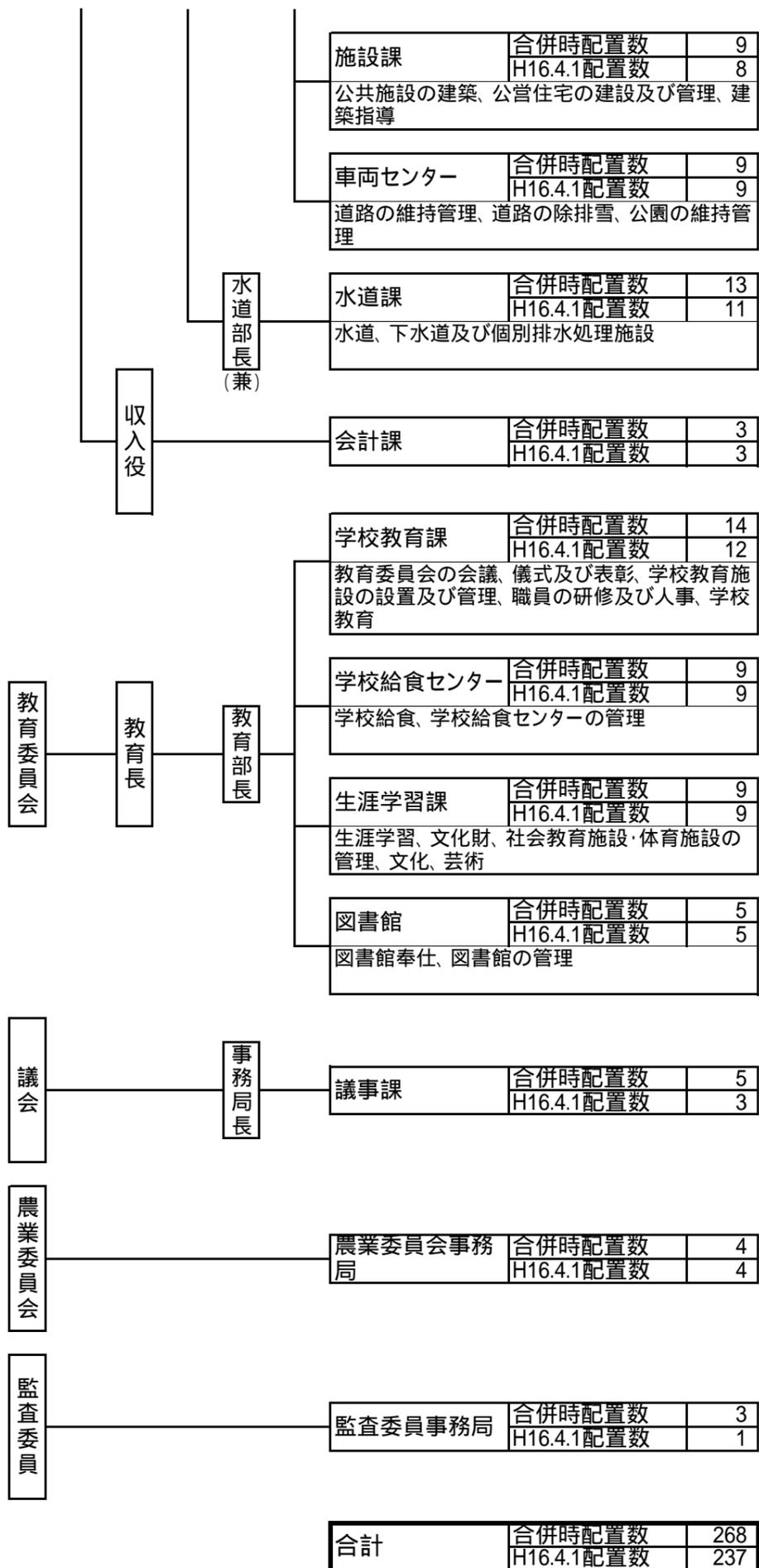
	21
	23

民生

	128
	125

経済

	45
	43



建設
59
57

出納
7
7

教育
60
60

議会
6
4

農委
8
9

監査
3
1

合計
391
395